

別表第4（第6条関係）

| 緊急作業用被服 | 種 別              | 貸与対象者・貸与方法・数量 |          |          |          |
|---------|------------------|---------------|----------|----------|----------|
|         |                  | 局部長級          | 課 長 級    | 課長代理級    | 係 長 級    |
|         | 冬作業服             | ○<br>1 組      | ○<br>1 組 | ○<br>1 組 | ○<br>1 組 |
|         | 夏作業服             | ○<br>1 組      | ○<br>1 組 | ○<br>1 組 | ○<br>1 組 |
|         | ファン付き作業服         | △<br>1 着      | △<br>1 着 | △<br>1 着 | △<br>1 着 |
|         | 防寒作業服            | ○<br>1 着      | △<br>1 着 | △<br>1 着 | △<br>1 着 |
|         | 略帽<br>(キャップ型)    | △<br>1 個      | △<br>1 個 | △<br>1 個 | △<br>1 個 |
|         | 半長安全靴<br>(又は運動靴) | ○<br>1 足      | △<br>1 足 | △<br>1 足 | △<br>1 足 |

注1 「○」は、例外なく貸与することを、「△」は原則として本庁舎以外に勤務する技術職員で、かつ、必要と認める職にある者又は災害派遣若しくは訓練等に参加する者に対して個別判断により貸与することを示す。ただし、管理職員に昇任した職員で既に対象被服の貸与を受けている場合を除く。

2 貸与品は、原則現品をもって貸与する。

3 貸与後（昇格前の定期又は臨時貸与を含む。）は、原則として再貸与は行わない。ただし、破損等のため使用不能となった場合に限り、現品との交換により再貸与する。

4 貸与期間は、返却しない限り管理職である期間中とする。

5 「1組」は、貸与数量が上衣1着・下衣1着であることを示す。

6 靴類は、半長安全靴を原則とするが、職務上の必要等の理由により特に要望がある場合は、運動靴に代えることができる。ただし、両方を貸与することはできない。